

大和市告示第18号

大和市民農園事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和2年1月31日

大和市長 大 木 哲

大和市民農園事業実施要綱の一部を改正する要綱

大和市民農園事業実施要綱（平成22年大和市告示第50号）の一部を次のように改正する。

第5条中「又は」を「、又は」に改める。

第10条ただし書を削る。

第12条中「利用者が」を削り、同条ただし書を削り、同条第4号を第5号とし、同条第3号中「市民農園」を「利用者が市民農園」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「前条各号」を「利用者が前条各号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「第8条に定める利用者」を「利用者が第8条に定める対象者」に改め、同号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 第6条第1項の規定により賃貸借契約が解除されたことによって、農園を廃止するとき。

第13条第1項中「又は」を「、又は前条の規定により」に改め、同条第2項中「き損した」を「毀損した」に改める。

別表第1こすもすの項中「大和市下鶴間字乙一号1786番15」を「大和市下鶴間字乙一号1783番7ほか」に改め、同表上草柳の項を次のように改める。

相模大塚	大和市上草柳字扇野165番6
------	----------------

附 則

この要綱は、令和2年3月15日から施行する。